

平成25年6月

お客様各位

株式会社アスデックス

法令一部改正によるコバルトの特定化学物質指定について

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、標記に関してコバルトを含む超硬製、及び鋼製の金型をご使用頂く際の対応が懸念されますが、下記に該当する可能性がありますので確認をお願い致します。

敬具

記

1. 法改正内容について

労働安全衛生法施行令等一部改正により特定化学物質の第2類物質として「コバルト及びその無機化合物」が新たに追加指定され、**2012年9月公布2013年1月1日より施行**されました。法改正に伴い、特定化学物質による健康障害防止措置として下記対策を講じる必要があります。

- ・製品（金型）への表示※
- ・発散抑制措置（コバルト濃度として $0.02\text{mg}/\text{m}^3$ 以下）
- ・漏洩のための措置
- ・作業主任者の選任
- ・作業環境測定（6ヶ月毎）
- ・健康診断（6ヶ月毎）、記録の30年保管
- ・保護具装備、作業記録30年保管、休憩室設置、洗浄設備設置、取扱注意表示

※「製品（金型）への表示」につきましては、詳細を現在検討中です。

2. 法改正に伴う対応について

(1) コバルトを含む金型をご使用頂くお客様

弊社で製造販売する金型等にはコバルトを含有する製品が多数ありますが、通常使用する場合、金型等の摩耗により作業者が健康障害を引き起こすコバルト粉じん等の発散は生じません。よって、通常のご使用の場合には上記1を必要としない可能性が高いです。

(2) コバルトを含む金型を購入され加工を行うお客様

金型を加工する際に粉塵が生じる場合、上記1項の対策を講じる必要があると思われます。

なお、猶予期間等の設定もございますので詳細は所轄の労働基準監督署または法令等でご確認ください。

以上